

# 会員管理事務規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）定款第5条の規定に基づき、正会員、賛助会員及び名誉会員の管理事務について必要な事項を定める。

（定款の規定に反する定めの設定の禁止）

第2条 本規則においては本協会の定款の規定に反する定めを置くことができない。

## 第2章 正会員の管理事務

（正会員資格の登録）

第3条 本協会の正会員は、以下の手続きにより正会員として登録される。

（1）正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて申し込みをしなければならない。手続きの詳細については別途定める。

（2）本協会は、正会員になろうとする者より入会申込があった場合、直近に開催される理事会において審査し、入会の可否を決定する。なお、理事会は、審査に当たって、必要に応じて支部長又は支部事務局長の意見を求めることができる。

2 正会員の資格登録期間は、前項の手続きにより正会員として登録された年度から退会届を提出した年度末迄とする。

3 前項の資格登録期間を過ぎた（退会）後に再度、正会員として入会（再入会）する場合、本条第1項による手続きを行う。

4 理事会は入会承認後に入会申込書に虚偽の記載があることが明らかになった場合には、当該記載を行った者に釈明を求め、その者に是正を要求することができる。

5 前項の求めに応じない者について理事会は、入会を取り消すことができる。ただし、この場合であっても納入された会費は返還しない。

(正会員の会費)

第4条 定款第8条第3項の場合を除いて、正会員は退会手続きを行う迄本協会に会費を納入する義務を負う。

- 2 前項の規定により納入された会費は、定款第8条第4項により返還しない。
- 3 正会員が退会届を提出した場合に納入されていない会費があるときには、その会費を納入する義務を負う。
- 4 再入会を行う場合に、納入されていない会費があるときには、その会費を納入する義務を負う。
- 5 本協会は、正会員1名の会費の納入をもって会員数1名とし当該年度の正会員数として算出する。

(正会員の権利)

第5条 正会員として入会を認められた者は、定款第6条第2項に定める以下の会員権を行使できる。

- (1) 本協会の代議員に立候補する権利
- (2) 本協会の役員に立候補する権利
- (3) 本協会の運営に関して意見を述べる権利
- (4) 本協会の事業、行事に参画する権利
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定められた権利

2 本協会は、正会員に必要なサービスを提供する。

(正会員の資格喪失)

第6条 次のいずれかに該当するときは、正会員の資格を失う。

- (1) 定款第9条による退会届を提出した正会員
  - (2) 前年度正会員で当該年度の会費の納入がない正会員
  - (3) 定款第10条の除名に該当する正会員
  - (4) 定款第11条による会員資格の喪失に該当する正会員
- 2 本条第1項（1）による退会届の提出期間は、当該年度の末日（必着）迄とする。
- 3 本条第1項（1）、（2）、（4）による正会員の資格喪失は理事会で審議する。
- 4 本条第1項（3）による正会員の資格喪失は理事会の審議を経て、社員総会で決議する。

(会員名簿の作成及び閲覧許可)

第7条 入会を認められた者は、会員管理システムに記録するとともに、会員名簿に記載する。

- 2 定款第7条に定める本協会の会員名簿は、一般社団法人及び財団法人に関する法律第31条に従つて、氏名又は名称及び住所を記載して作成し、同法第32条の規定に従いそれを主たる事務所に備え置くとともに、正会員からの様式3の「会員名簿閲覧等の許諾請求にあたっての誓約書」の用紙を用いた閲覧及び謄写請求を受けた際には、請求に応じるものとする。
- 3 正会員以外からの閲覧及び謄写の請求に対しては、氏名又は名称のみの閲覧請求を許可するものとする。
- 4 閲覧及び謄写を許可するにあたり協会は、実費相当の適正な額を請求者に請求するものとする。

(事務に使用する会員名簿への書き込みの許容)

第8条 理事、監事、本部職員及び支部役職員等は、経営管理や事務に使用する目的で会員名簿に各種情報を書き込んだ資料を使用することができる。

(個人情報の変更)

第9条 正会員は、個人情報に変更が生じた場合は、所定の届出用紙又はオンラインで速やかに本協会へ届出なければならない。

- 2 前項の届出がされなかった、若しくは届出が遅れたことにより、正会員が被った不利益に対して本協会は一切の責任を負わない。

### 第3章 賛助会員の管理事務

(賛助会員の登録)

第10条 定款第5条第1項(2)に定める賛助会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会費入会申込書及び賛助会費の納入が確認できた個人会員
  - (2) 賛助会費入会申込書及び賛助会費の納入が確認できた団体会員
- 2 賛助会員となろうとする者は、本協会の目的等に賛同し、本部又は支部の事業及び活動を支援するために様式4を用いた賛助会員入会申込書を提出するとともに、第11条の賛助会費を納入することにより賛助会員となることができる。

(賛助会員)

第11条 賛助会員の会費は、年度会費とする

2 賛助会費は以下に定める金額一口以上を納入するものとする。

(1) 個人会員 一口 3,000円

(2) 団体会員 一口 20,000円

(賛助会員の権利の尊重)

第12条 理事、監事、支部長及び本部職員は、賛助会員の権利を尊重し、本条各号の対応をすることを要する。

(1) 賛助会員であるという事実を秘匿したい賛助会員に対しては、特別の賛助会員名簿によって管理すること。

(2) 賛助会員が理事会に文書にて意見を述べることができる権利及びこの意見を本協会のホームページに掲載することを求めることができる権利の履行を支援すること。

(3) 希望する賛助会員に対して、協会の刊行物、パンフレット、案内ほか各種書類を送達すること。

(4) 希望する賛助会員に対して、支部大会及び協会・支部が開催する研修会など各種の催しへの参加の便を図ること。

(賛助会員の退会)

第13条 第11条の賛助会費を納入しなかった賛助会員は、退会したものとして扱うことができる。

## 第4章 名誉会員の管理事務

(理事会による名誉会員の決定)

第14条 定款第5条第1項(3)に規定する名誉会員は、功績があり、名誉会員として相応しいと判断する者について代表理事がその旨を理事会に発議し、理事会が名誉会員たることを議決により承認する。

(名誉会員の権利)

第15条 名誉会員は、「一般社団法人日本精神科看護協会名誉会員」の称号の使用の他は特別な権能を有しない。但し、年会費は免除されるものとする。

(推薦基準)

第16条 名誉会員の推薦基準は、原則として年齢70歳以上の者であつて、本協会の発展に顕著な業績を上げた者とする。

2 代表理事は前項の推薦基準に基づき候補者を推薦し、理事会の承認によって決定する。

(名誉会員の登録)

第17条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

## 第5章 その他

(改廃)

第18条 本規則の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附 則 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

2 令和5年9月2日 一部改定

## 賛助会員の受け入れに関する申し合わせ

### (賛助会員の入会)

1. 正会員になる資格を有する者であっても、賛助会員としての入会希望を排除することはできないが、正会員としての入会を促進するように案内する。

### (賛助会員へのサービス提供)

1. 研修会(支部研修会含む)、学術集会、各種セミナー等の参加料は、正会員の価格としない。
2. 情報誌その他の刊行物やパンフレット等については、希望があれば有償で配布ができる。

### (賛助会員管理)

1. 賛助会員は、個人及び団体を本部が管理する。
2. 賛助会員の勤務先又は住所地がある支部と本部は当該賛助会員の名簿を共有する。

### (賛助会費の配分について)

1. 個人の賛助会員については、当該賛助会員の入会を受け付けた支部が、当該賛助会員の賛助会費相当額を当該支部予算策定の基準に繰り入れることができる。
2. 全国規模の団体の賛助会員の賛助会費については本部の所管とする。支部に対しても配分を希望する全国団体がある場合は、支部運営に対する使途指定書(配分割合等)を添えて賛助会費を受領する。
3. 地域団体の賛助会員の賛助会費については個人の場合に準じる。